

■北海道空き家情報バンクの流れ■

(1) 空き家・空き地の所有者が登録申請

制度内容や物件情報の公開、個人情報保護法について「同意」いただき、

Web上の登録申請フォームに物件情報等を入力し登録申請します。書類による申請も可能です。

※申請の際の必要書類や記載方法について分からないことがあれば森町にご相談ください。

※登録には、登記されていることが必要です。

(2) 管理者による申請内容の確認

管理者が内容を確認し、仮登録（非公開）します。

必要に応じて申請者に内容を確認します。

(3) 申請物件の現地確認

所有者等の立会いのもと、現地確認を行い、申請内容に不整合などがある場合は修正します。

※現地確認者：宅建事業者（不動産取引関係団体経由）、または所在市町村

※原則、宅建事業者による仲介を行う制度のため、登録情報について不動産関係取引団体に
情報提供します。

※宅建事業者が仲介を行う場合は、媒介契約が必要であり、契約成立時に仲介手数料
（宅地建物取引業法に基づく上限有）を支払う必要があります。

※現地確認の結果、申請内容に不整合があった場合は、変更申請が必要です。

(4) 正式登録・公開

管理者がWeb上に公開し、正式登録します。

※登録等の申請が完了した場合は、申請者に状況を通知します。

(5) 利用希望者の閲覧

空き家等の活用を希望する利用者が登録情報について、複数条件で検索して希望物件を探します。

(6) 利用希望者の申込

インターネットの問合せフォームにより、利用希望者の氏名、連絡先等の必須事項を入力して
連絡します。

※仲介事業者がない場合、管理者から当事者同士の契約になることを説明し、物件の所有者に利
用者の連絡先を情報提供します。または、インターネットに表示される物件ごとの問合せ窓口
に直接連絡します。

(7) 契約完了

Web上の「変更・抹消申請フォーム」、または「書類申請」により仲介事業者、または登録申請者、
購入者等が成約済として申請し、成約済物件として「北海道空き家情報バンク」から抹消します。